

司法書士法教育ネットワーク 第6回定時総会・記念研究会
学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか～ (5-5)
2014年6月22日(日)午後1時30分～午後5時30分 京都司法書士会館にて

登壇者 角田 仁氏 元・東京都立小山台高等学校定時制 教諭
現・東京都立一橋高等学校定時制 教諭
森 香苗氏 司法書士 東京司法書士会会員
浅井 健氏 司法書士 京都司法書士会会員
佐藤 功氏 大阪府立旭高等学校 教諭
進行役 大野栄司氏 司法書士 大阪司法書士会法教育推進委員会委員長

【5】会場討論

大野 これから約40分間の予定で自由討論に入りたいと思います。今日壇上に立たれました先生方、前の方に出てくださいか。休憩中に質問用紙を回収ということでお願いしましたが、質問につきましてはこちらで読み上げさせていただきます。

それでは、これからは本記念研究会のテーマであります「学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ法教育に取り組むのか～」について討論をすすめたいと思います。本日、全国からたくさんの司法書士と学校の先生方に来ていただいていますので、ご質問や討論で、ぜひみなさんご発言していただきますようよろしくお願いいたします。

まず、質問用紙に書いていただきました質問から読み上げさせていただきます。先生方にご回答の方よろしくお願いいたします。

実践報告(1)・小山台高校における実践について

大野 まず、広島司法書士会のAさんからのご質問です。相談会の出席扱いは市民科の授業なのか、ホームルームなのか、がまず1つ。もう1つ、定時制高校での法教育に実際関与した人数、出向いた講義数などということです。2番目は森さんですね。まず1番目なんですけど、相談会の出席扱いは市民科の授業なのか、ホームルームなのかということで角田さんお願いします。

角田 全部の授業になります。相談会のある木曜日、午後6時40分から9時40分まで授業はクラスによって違いますが、相談に行った生徒はその授業を出席扱いにしています。といいますのは、すでに学校に配置されているカウンセラーのところにカウンセリングに行く生徒を欠席にしない仕組みがあり、同じ扱いにできました。そういう配慮が必要だと思います。

会場A (司法書士)

広島の通信制高校の例だと、スクーリングが社会の授業だったら年間に何時間出ないといけないとなってる。なので、ただ出席するだけじゃなくて、その時間を単位として必要なその科目の出席回数としてカウントしてもらえないと難しい。そういうところに、もしアプローチするとしたら参考になると思ったが、ちょっと難しいだろうか。

角田 通信制というと例えば土曜日だけ行くとか、あとは家でレポートを書くとかってなってます。そうすると土曜日以外のところで相談ができればいい

いと思いますがいかがでしょうか。

会場A わかりました。ありがとうございました。

大野 次の質問で、定時制高校で法教育に実際に関与した人数について。

森 まず、東京司法書士会での法律教室への依頼があったときのそもそもの進め方なんですけども。東京司法書士会には学校から依頼をいただく申込用紙がありまして、学校からその申込書が東京司法書士会に送られてきますと、法教育委員会に回付されまして、法教育委員会で担当者を一人決めるんですね。その担当者が学校に連絡をとって、打ち合わせの日時とかを決めて実際に行く。基本的には行って、どういう講座をやりたいとか、その内容とか、どういう学校なのかとか、そういったいろいろなヒアリング事項があるんですけれども。そのなかで講師は何人ぐらい必要かとか、そういったところも打ち合わせの中で決めていきます。

実は、東京司法書士会は法教育委員会の委員が講師をすることもありますが、なるべく委員会以外の会員に講師をやっていただくということで、講師名簿というものを作っております。講師登録するには説明会に出て研修していただくというのがあるんですけれども、その講師名簿の中から、例えば学校の近くの先生だとかを選んで、どうですかということでやっています。ただ、申し上げましたように小山台高校のニーズが若干特殊というか、普通に振ってできるような感じではなかったのもので、固定した人間がほとんど行っていたというのが現状です。なので、私とか、やまともさんとかが継続して講師をやっていました。平成25年度に関しては、それではなかなか広がらないということもありますので、担当の委員は継続して同じ人間が毎年行っていますが、講師は新しくお願いした先生がおります。だいたい2人ぐらいの体制で一つの授業をする。一つの授業を2人でやる。1人ないし2人、「憲法」は1人でした。「消費者保護」も基本は1人でした。

会場A ありがとうございました。

大野 ありがとうございます。もし、この関連の質問等があれば。会場からはどうですか。それでは次の質問に移ります。次は福岡県司法書士会のBさんからの質問です。小山台高校における法教育の取り組みのレジメ、法律教室のテーマとして、平成25年度のテーマの中に「福祉」の項目が入っていますがどのような経緯で決まったのかを改めて教えてください。これは角田さんからよろしいですね。

角田 ありがとうございます。もともとこの授業は「市民科」という学校設定教科、オリジナルの教科に「社会参加」という科目があり、「労働」「福祉」「消費者問題」をテーマに入れていました。

会場B わかりました。ありがとうございます。

大野 では次の質問です。これは森さんへの質問です。成年後見制度の事例を話して生徒たちがどのような反応があったのか、気が付いた点があれば教えてください。

森 ありがとうございます。思った以上に反応が良かったというのが正直な

感想です。ただ、身近っていうか、自分の知り合いでもこんな人がいるっていうか、自分のおじいちゃん、おばあちゃんとかで認知の人がいてとかいうところもあるので、そういう面で自分のこととしてというか身近にとらえられたところがあるんじゃないのかなと思いました。

会場 B (司法書士)

当初は司法書士がやっている業務の内容を紹介という意味で、その延長で成年後見をテーマとしたのか。それとも聞いた生徒さんが自分の家族に伝える可能性があるから選んだのか。当初のねらいというのは？

森 ざっくりと「福祉」というテーマだったんですよ。福祉ってものすごく広くって、じゃあ、司法書士として福祉って話をどの切り口でやろうかっていうふうにすごく考えたんです。で、さきほどから出ているように実際の経験とか事例とかというのをお話できるというところで考えたときに、たまたま今回は私とやまともさんが担当したので、二人とも後見業務をやっているねと。ここは福祉につながっている分野なのではないかということこのテーマになっただけで、別のテーマでもよかったかもしれないです。たまたま今回はそうなったということです。

会場 B わかりました。

実践報告(2)・旭高校における実践について

大野 その他、小山台高校の授業テーマに関連するご質問等ありませんでしょうか。ありませんでしたら次の質問に移りたいと思います。

次の質問は奈良県司法書士会のCさんから、佐藤さんへの質問です。旭高校の授業は全体でどれくらいの時間をかけていますか。授業が有意義なものになるためには最低限どの程度の時間が必要とお考えですか。

佐藤 「現代社会」という授業がかなりこちらの裁量で使える授業ですので、ぼくは「はたらくを学ぶ」というタイトルでは10時間くらい～10時間超。法律論だけではなくて青年期のフリーターとかニートの問題とかも含めて10時間超やっています。社会科の教員では「現代社会」は全部教科書とかからこっぴどくこうやんなあかんということはあまりないので、このようにできるのかと思っています。ただ、学年で教えることを全部統一してとかいう場合は、こうはできないと考えています。

大野 あと、授業が有意義なものになるためには最低限どの程度の時間がというのはどんな感じですか。

会場 C (司法書士)

つまり、我々がやらしてくださいって言って、じゃあやってと言われたとき「1時間で」と言われるんです。そんなんでできるのかって正直思うんですけど、そのあたりのお考えを教えてくださいって思うんです。

佐藤 ぼくらからしたら1時間以上していただけるのですか？っていうのもありますよね。だから、やる中でこの部分は誰にお願いして、この部分は誰でというようなことですか。お金の問題というのもあると思うんですよ。こういうところに座っていただいて顔を合わせてやったら、私は行くよと言うていただいて、じゃあということもあると思いますけれども。

ただ司法書士会に例えば何クラス分、1日4時間お願いします、それを3回とは言えないなあとか。そこらへんはどうコーディネートさせていただいてというのはこれから追求していけそうかと思います。奈良はいけそうですね。(会場・笑い)

大野 その他、旭高校の授業についてなにかご質問等ありますでしょうか。

会場D (司法書士)

先ほど10時間超とおっしゃっていたことと関連してなんです。高校の生徒の学習レベルの違いがありますよね。そういうときに、やっぱり10時間超というのがそこまで時間を使ってできるのか。学習レベルの違いによってはもっと要るのか。逆に実際それだけカリキュラム作れない、とれないところの高校では、いったいどれぐらいの時間学校の先生がしてもらって、私たち専門家がどれぐらい関与するのかといったことの、ある程度の目安は作れそうでしょうか。

佐藤 これからの課題でもあるなあとと思います。一番の課題は進学校ですね。進学校でそういう授業は絶対必要だと思うんですよ。やはりいつかは働く。そのときにルールはどうだとか。でもそれを受験のことなんか考えたら、そんなにはできないというとき、どんだけ時間を作れるんかということは今のところあります。

ぼくは旭高校はまだ2年目で、その前の学校、そのもうひとつ前の学校も、全くそういうことは考えなくてよかったんで、もうずっとやったりとか。そこを視点としていろんなものを取り入れて、福祉だとか、貧困だとかをからめてとか。その中で消費者トラブルだとか、カードとか、ローンとかの話も一緒に入れてとか。進学校でどれだけとれるかということもこれから考えていかなあかんし、そのときにどうできるのかということも。

ちなみにこの本を作ったときも、取材に来た方、若い女性だったんですけど、最初話したとき泣きはったんですよ。なんでかって言ったら、自分は教えられたことがなかったし、自分のお父さんが亡くなられたそうで、過労死で。それでこういうふうな授業をちょっとでも私が習ってたらお父さん死なんかつたんと違うかっていうようなことを言われて。だから、高学歴の方が全然知らないというふうなものはあります。

大野 その他、ご質問等ありますか。はいどうぞ。

会場E (司法書士)

京都司法書士会のEです。佐藤さんに質問なんですけど。私は、佐藤さんがおっしゃったように進学校でこそ法教育の授業が必要だ、ただ時間がとれないとおっしゃったんですけど、京都の進学校に通ってましたが「現代社会」の授業を受けたことがありません。ちょっと何年か前に問題になったと思うんですけど、受験に必要な授業だけしかさせてもらえなくて、「現代社会」は教科書を渡されただけで授業は1回も受けたことがないんです。質問ですが、「はたらくを学ぶ」という授業は何年生のときされたのかということ、それはまとめて10時間ぶっ続けで、連続でされたのか、それとも何学年かに分かれて年に何回か、3時間ずつとかそういうふうにされたのか、授業の進め方をうかがいたいと思います。

佐藤 ぼくは今、高校1年生で「現代社会」がある学校ですので、そこでやることが多いです。さっきのプリントは「政治・経済」。「政治・経済」を自

分一人で受け持っていたので、社会科なんてものは教えられて受験で点を取るものではなくて、好きこそものの上手なれみたいなんで、好きなら自分でガツとやって勉強したら点を取れるんやとやうて。生徒たちに「佐藤先生にはすごく大切なことを教えられました。（受験の子には苦しかったかも・笑）」と感想に書かれたりとかしたのは、そのとおりだと思います。

やりようによっては例えば総合的な学習の時間とかいうのが1時間とかありますし、いろんな選択科目で、なんとかの暮らしとかいう選択科目もあるんですよ。総合的な学習の時間をつないでとか。1年生からキャリア教育はしっかりやらなあかんというのがあるんで。キャリア教育でこういうふうな大人になろうとかいうのがともすれば、会社、企業にこういうふうに見せたら一番採ってもらえるよとか、好感度が上がるよみたいなことがあるけれども、それだけじゃないやろというふうなんで。それとともに働くルールとか権利とか、働く意義とかいうふうなものを触られるんじゃないか。そのへんは3年間通したところで、1年ではこれ、2年ではこれという流れで、特に3年生の卒業する前にはこれ、と使えるんじゃないかと思います。

特に人権の授業なんかで、多くの子が大学に行ったらバイトをそこでやって、そのときにこういうルールを知らずにたいへんなことになるということもありますんでそこはしっかり教えて卒業させよう。そのときに教師が勉強していちいち全部教えるのは難しいから、ここどっかをお願いねというふうな依頼の仕方は多分されたこともあるんじゃないかと。ただ、そういう丸投げ方式で本当にいいのかという思いもあって。ぼくらがどこまでもみないで、そこを一番お願いしたいのはそういう部分じゃないかなと思います。

大野 その他ご質問等ありませんでしょうか。

法教育における司法書士会の強みは

会場 F（教員）

京都で教員をしておりますFです。佐藤さんに質問なんですけど、さきほどキャリア教育の話をしておられました。実際に前任校、前々任校でこういった教育をされて就職をする生徒たちがどのように実際にハローワークから流れてくる、京都と大阪とでは指導の方式が違うかもしれませんが、求人情報でこういうことが授業で論点になったとか、課題が見つかったとかはどうでしょう。あとは後々会社を辞めてしまう生徒たちがどのようにアクションをとったのかとか、学校で追跡調査をされておられたのかとか、そういったところもお聞きしたい。

あと、司法書士のみなさんにお聞きしたいのは、教員とするとなかなか司法書士と弁護士との差異が難しいのと、司法書士としての強みがいったい何なのか、弁護士さんにどういうふうなお願いをしたらいいのか、住み分けの部分で。弁護士会の方でも法教育をされておられるので。どういうふうな今後法教育を司法書士会として進めて行かれるのかということもあわせて教えていただければ幸いです。

佐藤 先の方の質問ですけども、個別に追跡をとったりということはないです。ただ、授業を受けた子が実際に働きに行って、違うやないかとか、ここはこう書いてあるけど、絶対にやったらいけないことですよという形で進路指導の方に申し出てきて、進路指導からハローワークにというふうなことは何度かありました。だからやはり、まずは知ることやねというの

が、そこらへんは意識が高くなりますんで、そこらへんの役割はあるんやと思います。追跡とかはしてないです。

大野 司法書士と弁護士のこと、うまくしゃべっていただけないでしょうか。

浅井 私個人の考えでご説明できればと思うんですけども。司法書士というのが街のお医者さんとする、弁護士さんは総合病院、MRIもあればCTもあれば、救急もあれば、手術もすぐできる、いわば法律のオールラウンダー。司法書士というのは、簡易裁判所でだけは訴訟を代わりにできるようになり、最近訴訟も多いのですが、そのかわり裁判所に提出する書類作成、訴状とか答弁書とかはこの裁判所でも書けるので、そういった意味での相談は受けることができます。レントゲンもないけれども聴診器1個でいろんなお話をさせていただけるという身近なものと考えていただければありがたい。

まあ広く法律知識と言ってもさきほど苦言を呈したような部分はありません、オールラウンダーではない。司法書士でも得意とするところ、苦手とするところはある。登記は全員が全員できるはず。司法書士としては労働法を含め、先ほどの福祉の成年後見も含め、全員が全員やっているわけでもない。しかし、相談は増やしていきたいと思っています。

実際に、法教育における司法書士と弁護士の住み分けと言いますと、基本あまりないんです。同じような形での法教育には弁護士会も特に力を入れておられましてやっておられるんですけども。どちらかというわれわれ司法書士は学習レベルの厳しいところにはけっこう得意としている部分があって、どうしても弁護士さんという学習レベルが高くかなりそういったところご経験があるんですけども、そういったところを中心に力を入れていて、司法書士会は定時制高校であったり、支援学校であったり、養護施設であったりといったところでの法教育にも力を入れていきます。

ただ、各学校と打ち合わせしながら個別の学校に合わせた授業にしているというところは多分同じだと思います。基本やってる内容はそれほど変わらないです。

大野 よろしいでしょうか。

佐藤 ぼくも質問です。今のにからんでぼくたちがすごく知りたいのは、法教育というたら弁護士さん、司法書士さんが出ましたけれども、法務局とかも学校に来てるんですよ。それとか警察が携帯とかのことで行きますよとか。どこにお願いしたらいいのかなってというのがすごくあって。だから全部テーマを変えたら4回お願いできるなあって思ってるんですけど。司法書士やったら、ここやでというのがあったらぜひ教えていただけたらぼくも宣伝しやすいなと思うのですが。

大野 この回答は、事務局長の小牧さんいなかですか。

小牧 事務局長の小牧です。まさにその答えを今回ハンドブックを作って司法書士全体で共有しようと考えているんですけども。私個人のことで言うと、セクシュアル・ハラスメントの法教育だったら私に聞いてもらえばかなりお話できると思うんです。それぞれの専門家というのはご自身の活動業務のなかでこれは、というものを何か持ってらっしゃると思います。そんなピタッとくる人を、司法書士会に言っていたら必ず派遣していると思います。大阪の例でもセクシュアル・ハラスメントの講師派遣依頼

が出てきたら、私に必ず講師に行ってくれるかと話が来ますので。

同じように生活保護に詳しい者とか、成年後見に詳しい者、人権の課題なら任せろという人もいると思います。そういうことに個別に細かく対応できるというのが司法書士会の強みじゃないかと思っています。ただ、さきほど佐藤さんがおっしゃっていたように、法務局だとか検察庁だとかいろんなところが確かに取り組んでいますけれども、そこで取り組むみなさんの考え方のなかで「法情報を伝える教育」なのか、「法教育」なのかというところが少し違っているんじゃないかなと思っています。

「法教育」というのは法学部に行って法学教育を学ぶほどではなくても、私たちが市民として生きていくにあたって、法というのはどんなものなのか、法を使うってどうアクションしていったらいいのかというようなことを学ぶ教育。法に関して、法的なものの見方だとか、あるいはどんなときに相談したらいいのか、そういうふうなことに気づく力ですとか。レベルの違いはあるとは思いますが、そういう力を育てるとというのが「法教育」だと、私自身は考えております。

当ネットワークもその立場に立って、「法教育として」消費者教育をやらせよう、「法教育として」人権教育をやらせよう、というふうに呼びかけを続けているところなんですけれども。そういうところで、それぞれの機関がどういう教育に力を発揮するところなのか。単に「法情報を伝えよう」としているところなのか、それとももう少し踏み込んで何か社会で起こっていることを伝えようとしているのかというようなところをちょっと情報をキャッチしていただきながら使っていただければと思っています。

佐藤

こうやってこのネットワークが司法書士の方々とぼくら教員だとかいろんな方が一緒にやることの強みとなったらいいかなと思っています。例えば司法書士の方に授業に来ていただいているいろいろやっていただいたんですけれども、そもそもまるまる1時間をその方だけでやっていただいたほうが、ぼくら口挟まん方がうまいこといくなあというふうな方もおられれば、知識はいっぱい持っておられるけどしゃべるのはあまり上手やないなあという方も、それはおられて当たり前やと思うんですよ。だから、例えばこのテーマやったら、小牧さんが言われたみたいな、この内容、この内容やったらスペシャリストいますみたいな、そんなんを教えていただいて。逆にぼくらからしたら、例えば全部やりたいという方もおられるとか、3回、4回連続で行くよという方がおられるとか、こちら側としても授業はこちらでやりますからこの部分だけしゃべってくださいとか。はじめて学校に行くから、それやったらどっかい学校ないかとか言われたら、この先生やったらそこらへんはフォローできますよとか。そんな細かなネットワーク作りができたらすごくいいかなと思います。

下川弁護士さんとは、去年生徒13人だけのゼミナールという選択科目の授業を6回連続で来ていただいたんですよ。すごくぜいたくな時間で、それこそ受験前の生徒やったんですけど休まない。お互いに得られるものがあった。そういうこともできるんだということ、何回かやっていただきたいんですけど。でも、学校はお金がありませんのでどうしたらええんやろうと思っています。よろしくおねがいします。

大野

ありがとうございます。

それでは全国各地の司法書士会から来ておられるので、うちはこういうことをやっているというふうな紹介例みたいなものがあればと思うのですが。鹿児島の方のGさん、いかがでしょうか。

各地の取り組みから

会場G（司法書士）

去年は参加できなかつたんですけど、今年ひさしぶりに出席しました。今日、みなさんから刺激のあるお話をいただきまして本当にありがとうございます。帰ってからまたがんばろうと思った次第です。

今、鹿児島では高校生のための消費者教育教室と、昨年度から小学生のための法律教室というのをしております。高校生のための消費者教育教室というのはもう16年くらい続いておりまして、最初は鹿児島県の消費生活センターから手に負えないので司法書士会でやってほしいという、丸投げ状態からはじまりまして、だいたい毎年鹿児島の教育庁を通して開催の案内をしている関係で毎年40校ほど開催をしております。ただ、連続授業ではなくて卒業間近の1コマを使ってとにかくクーリングオフの話だとか、契約はいつ発生するか、守らないといけないんだとか。それでも役には立っていると思うんですけども、今日聞いたような本当に生徒さんたちの心にしみるといえるか、そういったところまではまだまだやれていない状況です。

あとでまたお話も聞いてみたいと思うんですが、40校ですので講師も非常に多くなってしまっていて授業の内容にばらつきもありますので、講師名簿も作ってみようかとも考えています。あとでそのことのお話もぜひお聞かせいただきたいと思っています。

小学生の法律教室については福岡県司法書士会さんが作った紙芝居教材『解釈のちから』を使って、最初と最後の部分だけをアレンジしながら開催をさせていただいています。最初司法書士の紹介をするんですけども、難しいですね。特に小学生に説明するにはすごく難しくて。でも、『解釈のちから』はいい教材だと思っています。あとは最初の導入の部分とまとめの部分については現場の学校の先生からは、法律というのは守るものなんだというふうにまとめてほしいという要望も出てきています。そのへんの折り合いをつけながら、これからも小学校の先生方にこういう授業の使い方もあるんだということを知ってもらえるように、増やしていけたらと思っています。

大野 ありがとうございます。時間の関係であとひとり、各地の報告をお願いしたいのですが。岡山のHさんお願いします。

会場H（司法書士）

岡山県司法書士会のHと申します。岡山県司法書士会の取り組みは、わりと支援学校であるとか児童養護施設であるとかが多い方かと思うんですけども、特徴的なのは若い会員で、あまり経験がないなかで、手探り状態で現場へ行くという印象があり、まだまだ、勉強しながら、失敗しながらということが続いているんですけども。ただそのバイタリティといいですか、モチベーションがすごく高いという印象を持っていますんでこれからどんどん吸収してよりよいものを作っていけたらと思っています。今日はどうもありがとうございました。

法教育でどう育てるか

大野 はい、ありがとうございます。最後の質問ですが、Iさんからのご質問。こちらはぜひ、直接発言をお願いします。

会場 I (教員)

本日、みなさんの貴重なお話、ありがとうございました。私は通信制高校で非常勤講師をしております。質問ですが、司法書士のみなさんからこの授業をとおしてこういったことを学んでほしいとか、もしあれば教えてほしい。もう一つ、法教育の授業で植えた芽を、教員がどういうふうに育ててほしいと考えているかなど、その他のことがもしあれば、よろしければぜひお聞きしたい。

浅井 法教育というのは、教える立場と教わる立場ではないのかなと。そうではなくて子どもたちが理解するためのパートナーでありたいと私は思っています。当然、法律知識、経験を伝えながら、何かおかしいのかなと、そこを気づけてもらえるような授業の工夫をしていければ。気づいたときに次のアクションとして、法律を調べたりとか、法律相談をするようなところを、法テラスであったり、司法書士会、弁護士会、労働局、そういったところにアクセスできる、そういう力を養ってもらえればいいのかなと思います。最終、そういった子どもたちが自分たちでアクションを起こせるような形になればいいなと思っています。

森 浅井さんとかぶるんですけど、自分が社会生活を送る上で何か問題と遭遇したときにそれを問題であると捉えられないと次につながっていかないので、気づける力が必要かなと。結局、どうしても法律教室をやっても知識を教えることが多くなってしまいうんですけれども、それを100パーセント覚えてえておけと言っても絶対無理なので、何かひとつでも言っていたような気がする、学校に来てた司法書士の人が言っていたような気がする。これは私にとって良くないことなんじゃないかとまずは気づかないと相談とかにつながらないので、気づけるようになってほしいというのがまず1つです。

あと、適切なところに相談に行つてほしい。適切なところというのがコツだと思っているんですけど、結局お友だち同士は相談しやすいので、友だちに相談しても、友だちが同じ知識レベルというか、適切な回答や相談先を知らないレベルでは解決しないでクルクル回るだけなので、ちゃんとここに行ったら解決できるということを知つてほしい。そのひとつの選択肢として司法書士もあるよというところをお伝えしたいというのがあります。

あと、これからは課題として自分が思っていることなんですけど、相談するときって自分がこれを問題だと思っていることを言葉にして表現しないといけないんですけど、結構法律相談で30分とかでいくらかかって、市役所の無料相談とかでも時間を区切られるので、その短い時間のなかで自分に起きたことをまとめて言葉にして伝えるって結構むずかしいことだと思っています。相談とか受けてもとりとめなく、わあーって話して、やっと核心までくるのに2時間とか、3時間とかかかっていることが結構ある。大人でもそうなので、自分に起きたこととか、思っていることを言語化する力だとか、意見を作れる力とかが最終的には育てられることをお手伝いできればいいなと思っています。

最後に各登壇者から

大野 ありがとうございました。その他、会場のみなさまご質問等ありませんでしょうか。なければ、もう時間もおしていますので、最後にですね、登

壇者の先生方からまとめのひとことではありませんけれども、なぜ法教育に取り組むのかというテーマに対するご回答を一言ずついただければありがたいと思います。では浅井さんから。

浅井 私自身も、最初から法律家を目指していたわけではなく、普通のサラリーマンを経験しています。今、考えてみると、自分が働いた会社はどうだっただろう。労働基準法を全然守っていないし、でも、そんなこと知れへん。大学を出た私もそうだった。それを反省として、そうならないように伝えていきたいです。

佐藤 今日はどうもありがとうございました。最初に言うたとおりのことです。それこそまじめにきちんとやってたら報われる世の中にしていかなあかん大人のひとりとして申し訳ないなど。そういうふうな世の中でしっかりと、困ったら誰に相談して、自分は何を使って何ができるんやということが君らもいっぱいあるんだよというところをしっかりと伝えていきたいと思っています。ぼくもまだまだ不十分なんでいろんな人にそれを伝えようと思っています。これからもよろしくお願いします。

角田 今日はどうもありがとうございました。私は定時制高校で、とにかく高校中退を少しでも減らしたいと思っています。生徒たちにとって、法というのは窮屈で、縛りつけるものであるとどうしても思っているところがあります。そうではなく、法は権利でもあるというような視点にぜひ気づいてほしいということで、私はこの法教育がとても大切だと思っています。学校はそのひとつの道具、ツールかと思っています。今日はどうもありがとうございました。

森 今日はありがとうございました。さきほどほとんど言ってしまったような気もするんですけど。私も法教育をやりたいと思ったきっかけは前職の部分で、結局、法知識がないばかりに不利益な思いをされている方をたくさん見てきたという経験があって、司法書士になったら法教育をやりたいなと思って取り組んでるわけなんですけれども。実際、こういうふうな子どもたちのために取り組みを続けていきたいと思っています。子どもがこれからの社会を作っていくと思いますので。

大野 以上をもちまして、研修会を終了したいと思います。登壇者のみなさん、どうもありがとうございました。
(会場・拍手)